

第70号議案

市有財産の処分の件

下記のとおり、平成31年3月31日限りで廃止する加東市立三草こども園を社会福祉法人あゆみ会に無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

平成30年9月3日提出

加東市長 安田正義

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 譲渡する財産 | 加東市立三草こども園 |
| 2 所在地 | 加東市上三草160番地 |
| 3 土地 | 別紙のとおり |
| 4 建物 | 別紙のとおり |
| 5 その他 | 建物従属物一式 |
| 6 譲渡の相手方 | 社会福祉法人あゆみ会 理事長 小西満廣 |
| 7 譲渡の理由 | 公共施設の適正化及び就学前教育、保育サービスの継続のため |
| 8 譲渡の期日 | 平成31年4月1日 |

別紙

譲渡する財産（土地）

所 在	登記地目	面 積 (㎡)
加東市上三草字松村 1 5 9 番 2	公衆用道路	1 0 9 . 3 0
加東市上三草字松村 1 5 9 番 3	用悪水路	2 5 . 6 4
合 計		1 3 4 . 9 4

譲渡する財産（建物）

所 在	用 途	構 造	延床面積 (㎡)
加東市上三草 1 6 0 番地	こども園舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	6 9 6 . 9 8
	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	3 0 . 0 0
	アフタースクール 教室	鉄骨造スレート葺平屋建	5 0 . 3 3

譲渡する財産（その他）

建物従属物 一式

第70号議案 説明資料

1 無償譲渡する理由

- (1) 引き続き、就学前教育、保育サービスを行うため。
- (2) 加東市立三草こども園は、国庫補助事業等により取得した財産であり、補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償譲渡の場合には、補助金の返還を求められるため。
- (3) 寄附申出者の意向による。

2 加東市立三草こども園配置図

